

日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び進捗状況等に関して必要な事項を審議するため、日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（以下、「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌事務とする。

- (1) 市長の諮問に応じて、総合戦略に関し必要な事項を審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) 総合戦略の進捗状況に関する内容についての報告を受け、必要に応じて、これに対する意見を述べること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 知識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会において必要と認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画振興部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。